

水資源に関する行政評価・監視の勧告に伴う改善措置状況（その後）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施期間：平成11年12月～13年7月
- 2 調査対象機関：厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、水資源開発公団、都道府県、市町村、関係団体

【勧告日及び勧告先】 平成13年7月6日、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省に対し勧告

【回答年月】 厚生労働省（平成13年12月27日）農林水産省（平成14年3月13日）経済産業省（平成13年12月27日）
国土交通省（平成14年3月19日）

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 厚生労働省（平成15年6月12日）農林水産省（平成15年6月13日）経済産業省（平成15年6月13日）
国土交通省（平成15年6月13日）

【行政評価・監視の背景事情等】

水の使用量は、昭和40年代の高度経済成長期に急増。近年は、経済状況等を反映し、横ばい傾向

国は、水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）に基づき、広域的な用水対策を特に必要とする7つの水系について「水資源開発基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、事業を実施。基本計画は、ダム、堰等の水資源開発施設の建設の基本となるべきものとされており、需要の実態に即した的確な内容であることが重要

貴重な資源である水の有効利用を図るため、用途間転用の推進等による水利用の合理化及び水資源開発施設の機能の維持、確保等が重要

基本計画に基づく水資源開発施設の建設及び管理を行う水資源開発公団については、累次の閣議決定に基づく整理合理化事項の着実な推進が必要

この行政評価・監視は、以上の状況を踏まえ、基本計画の策定及び水資源の有効利用並びに水資源開発公団の業務の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 的確な水資源開発基本計画の策定 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>基本計画の全部変更にあたっては、変更しようとする計画の総括評価を行うこと。また、全部変更を行った基本計画は、おおむね5年を目途に計画の達成度について点検を行い、必要に応じて計画の全部変更又は一部変更を行うこと。</p> <p>基本計画に記載した需要見通しについて、その推計方法等が的確であったかどうかを総括評価の際に検証するなどにより、推計精度の向上を図ること。</p> <p>基本計画の全部変更を行った場合には、計画の総括評価の結果、需要見通しの推計手法、使用した数値等について分かりやすい資料を作成し公表して、情報提供の充実を図ること。 (国土交通省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>基本計画における水需要の見通しとその実績を、現行計画の直前の計画及び現行計画において、実績が把握可能な水道用水及び工業用水についてみると、見通しと実績とがかけ離れ。また、基本計画における開発予定水量に対する開発実績水量にもかけ離れ</p> <p>的確な需要見通しとするため、推計精度の向上を図ることが必要。また、基本計画について、需要見通しの推計手法等の詳細は公表されていない。</p> <p>総括評価 計画に掲げた需要見通し、供給の目標及び開発予定水量とこれらに対する実績を把握するとともに、計画と実績とにかけ離れがあった場合にはその原因を分析し、計画を総合的に見直して、その妥当性について評価すること</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>：「回答」時に確認した改善措置状況 ：「その後の回答」時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>勧告を踏まえ、基本計画の全部変更にあたっては、変更しようとする計画について総括評価を実施することとする。</p> <p>なお、先行して全部変更の検討作業を進めてきた吉野川水系については、既に総括評価を行い、平成14年2月に基本計画の全部変更の閣議決定済み</p> <p>また、全部変更を行った基本計画については、おおむね5年を目途に計画の達成度について点検を行い、必要に応じて計画の全部変更又は一部変更を行うこととし、吉野川水系については、この旨を新たな基本計画の本文中に明記</p> <p>全部変更の検討作業に着手している水系のうち、利根川・荒川水系及び淀川水系については、総括評価の一環として、現行基本計画における水の需給状況について評価を実施。今後、国土審議会水資源開発分科会に設置された水系別の部会等の審議を経て、できるだけ早期に両水系の全部変更を実施</p> <p>勧告を踏まえ、基本計画に記載した「水の用途別需要の見通し」についてその推計精度の向上を図る観点から、総括評価を行う中で、需要想定方法等の需要見通しの推計方法等についても国土審議会水資源開発分科会等の議を経ることとし、吉野川水系については既にこうした手順を踏んだ上で、基本計画の全部変更の閣議決定済み</p> <p>全部変更の検討を行っている利根川・荒川水系及び淀川水系については、現行基本計画における水の需給状況について評価を行い、その結果を国土審議会水資源開発分科会に設置された水系別の部会に資料として提出</p> <p>勧告を踏まえ、基本計画の全部変更に際しては、情報提供の充実を図るため、計画の総括評価の結果、需要見通しの推計手法、使用した数値等について、図表化するなどにより分かりやすい資料を作成して一般に公表することとし、吉野川水系についてはホームページ掲載等により関係資料を公表済み</p> <p>基本計画の全部変更の検討を行うために国土審議会水資源開発分科会及び水系別の部会に提出した資料については、ホームページ掲載等により公表</p> <p>なお、平成13年12月19日の閣議決定(「特殊法人等整理合理化計画」)では、水資源開発公団の水資源開発施設の建設及び管理業務について講ずべき措置の一つとして、「水資源開発基本計画(フルプラン)」については、水の需給計画と実績に関し、計画の根拠となる経済成長率等を含めた計画と実績の対比、計画と実績が乖離している場合にはその要因を含め、定期的に情報を公開する。また、需給計画と実績とが一定程度以上乖離した場合には、計画を見直すことをルーチン化する」こととされた。</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>2 水資源の有効利用</p> <p>(1) 水の用途間転用の推進 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>地域における利水関係者等間の情報の共有化による円滑な水の用途間転用の推進を図るため、補助に係る水資源開発施設の水源の利用状況も踏まえた水利使用に関する情報交換を推進するなど、必要な条件整備を図ること。</p> <p>(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)</p> <p>利水者の協力を得つつ、流域水利用協議会、湯水調整協議会等を活用するなどし、河川管理者・利水関係者間における河川・利水情報の共有化を推進すること。 (国土交通省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>補助に係る水資源開発施設に水源を確保している各用途別の水の利用実態をみると、10年以上未利用のもの等あり</p> <p>厚生労働省、農林水産省及び経済産業省は、地域における補助施設に係る水の利用状況等水利使用の情報交換が不十分</p>	<p>(厚生労働省、農林水産省、経済産業省)</p> <p>勧告を踏まえ、地域における利水関係者等間の情報の共有化による円滑な水の用途間転用の推進を図るために必要な条件の整備として、「水に関する関係省庁連絡会議」(厚生労働省、農林水産省及び経済産業省を含む7省庁で構成)の場を活用するなどにより水利使用に関する情報交換を推進</p> <p>「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」及び「水に関する関係省庁連絡会議」を統合して平成14年10月発足。厚生労働省、農林水産省及び経済産業省を含む5省で構成)の場等を活用し、全国の主な水資源開発施設の利用状況の調査や水利使用に関する関係省庁間の情報交換、意見交換を積極的に行うとともに、具体的な用途間転用案件について、関係省庁間等での調整や情報の共有化を推進中。その結果、平成15年3月、1事業(1県)について、工業用水から水道用水への用途間転用が実現</p> <p>また、連絡会議において、水利用を含む水に関する計画を総合的に検討する観点から、流域を単位とした健全な水循環系構築のための計画づくりに向けた指針づくりを進めるなど、地域における水の有効利用に係る取組を推進中</p> <p>(国土交通省)</p> <p>これまでも水利権の転用を行ってきた(新河川法施行後の昭和40年度から平成11年度の間に一級水系について水利権の転用により約60m³/sの都市用水の新規許可)が、今後とも、勧告の趣旨を踏まえて流域水利用協議会、湯水調整協議会等を活用して河川管理者・利水関係者間における河川・利水情報の共有化を図るなどにより、水利権の円滑な転用を推進</p> <p>(注) 約60m³/sは、平均的な直轄・公団ダム約16個分に相当する量(1個当たりの都市用水開発量は、完成ダムの平均値3.80m³/s)</p> <p>引き続き水の用途間転用を推進してきたところ(平成12年度及び13年度において一級水系について水の用途間転用により約0.4m³/sの都市用水の新規許可)であり、今後とも、河川管理者・利水関係者間における河川・利水情報の共有化を図るなどにより、円滑な水の用途間転用を推進</p> <p>(注) 水の用途間転用と水利権の転用は同義である。</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(2) 水利用の適正な管理 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>流水の占用許可申請の審査に当たっては、申請者に使用水量の算出根拠資料等を規定どおりに提出させ、適正な量による取水の許可を行うこととする。</p> <p>慣行水利権に基づく取水の状況について、一級河川の直轄区間における大規模な水利使用者を中心としてその実態を把握すること。</p> <p>また、慣行水利権に基づく取水を行っている者であって河川からの取水内容の変更を伴う工作物の新築等を行おうとするものに対して、流水の占用許可の申請を行うよう求めること。(国土交通省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>資料不足から適正な必要取水量が確定できないまま、当初の許可の取水量で更新許可を行なっている事例あり</p> <p>慣行水利権に基づく水利使用の管理について次のような事例あり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出済みの取水量と現在の取水実態が相違している可能性が高いにもかかわらず、取水実態を未把握のもの ・ 水利使用者が取水内容の変更を伴う取水施設の改築等を行っているにもかかわらず、流水の占用許可の申請が行われず、結果として長期にわたり許可水利権への切替えが行われていないもの </div>	<p>勧告の趣旨を踏まえ、今後とも適正な量による取水の許可を実施</p> <p>【個別事例の改善状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘した2事例のうち、1事例については適正な量による取水の許可に向けて河川管理者と協議中 <p>【個別事例の改善状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘した2事例のうち、河川管理者との協議に入っていた1事例については流水の占用許可処分(平成15年5月20日付け)を行い、残る1事例については、平成15年度まで必要取水量の調査を実施し、16年度に申請予定 <p>農林水産省と連携した農業用水利用実態調査(平成7年度から実施)により、一級河川直轄区間の大規模な慣行水利権を中心に実態把握に努めてきた結果、これまでに一級河川直轄区間における取水量の届出がある慣行水利権に基づく取水の約75パーセント(取水量ベース)の実態を把握したところであるが、今後とも、必要に応じ、農林水産省及び利水者の協力の下、大規模な慣行水利権の取水実態の把握に努める。</p> <p>また、勧告を踏まえ、慣行水利権に基づく取水を行っている者であって取水内容の変更を伴う工作物の新築等を行おうとするものに対して、流水の占用許可の申請を行うよう今後とも求めていく。</p> <p>【個別事例の改善状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘した4事例のうち、2事例については既に流水の占用許可に向けて水利使用者における取水量の調査及び関係者間の協議中 <p>【個別事例の改善状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘した4事例のうち、既に流水の占用許可に向けて水利使用者における取水量の調査及び関係者間の協議を行っていた1事例については流水の占用許可処分(平成14年3月28日付け)を行い、他の1事例については引き続き協議中。残る2事例については、問題点の整理、流量調査等を実施中

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(3) 堆砂対策の推進 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>堆砂率が 100 パーセントを超過しているダムを中心として、堆砂による利水等への影響の度合等も踏まえつつ、次の措置を講ずること。</p> <p>) 直轄ダムについて、堆砂対策を推進すること。 (国土交通省)</p> <p>) 国営造成農業用ダムについて、管理者に堆砂対策の推進を要請すること。 (農林水産省)</p> <p>ダムから排除した土砂の処分について、環境に配慮しつつ、各地方整備局等が運用している土砂の発生時期、発生量等の情報を共有するシステムの活用などを通じた広域的な処分方策を検討すること。 (農林水産省、国土交通省)</p> <p>実際の堆砂進行速度が計画上の堆砂進行速度を大幅に超えているダムについてその原因を調査し、堆砂量の推計方法の改善に向けた分析に努めること。 (国土交通省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>堆砂率が 100 パーセントを超過しているもの(89 ダム中5)</p> <p>ダムから排除した土砂の処分について、個々のダム管理者は、有効な処分方法を有しておらず、広域的に利用先等を探すことが必要。一方、これら建設発生土砂等の利用を容易にするためその発生の時期や量等の情報を共有・交換するシステム(各地方整備局等が運用)へのダムから排除した土砂に係る情報の登録等は低調</p> <p>堆砂進行速度(堆砂量/経過年数)が計画上の堆砂進行速度の2倍以上のもの(89 ダム中19)</p>	<p>(国土交通省)</p> <p>) 勧告の内容を地方整備局等に周知するとともに、直轄ダムについて引き続き堆砂対策事業の推進を図るよう指示</p> <p>また、平成 11 年度の堆砂状況調査の結果堆砂量が計画堆砂容量を超過している直轄ダムに係る堆砂対策について、地方整備局等から 13 年度末までにその検討中の対策内容等の報告を求め、取りまとめ</p> <p>) 平成 11 年度の堆砂状況調査の結果、堆砂量が堆砂容量を超過している直轄ダムは、横山ダム及び柳瀬ダムの2ダムであることが判明</p> <p>横山ダムについては、再開発事業により堆砂対策を実施することとし、再開発事業の基本計画を策定中。また、柳瀬ダムについては、堆砂対策を共同事業者と調整中であり、当面、毎年堆積する土砂を除去</p> <p>(注) 平成 11 年度の堆砂状況調査では、有効貯水容量に対する影響の有無を点検する観点から、利水計画上使用しない容量(死水容量)が設定されているダムについては、その容量を堆砂容量に含めている。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>) 勧告を踏まえ、「水資源開発施設の有効利用について」(平成 13 年 12 月 11 日付け農林水産省農村振興局整備部水利整備課長通知。以下「水利整備課長通知」という。)を発出し、適切な堆砂対策の推進について国営造成農業用ダムの管理者を指導するよう地方農政局等に指示</p> <p>) 勧告を踏まえ、ダム堆砂を含む農業水利施設の有効利用に資するため、施設の長寿命化のための機能診断と施設管理者に対する指導・助言を行う「国営造成水利施設保全対策指導事業」を平成 15 年度に創設するとともに、「土地改良施設管理基準 - ダム編 - 」(平成 5 年 6 月 15 日付け5 構改A 第 362 号農林水産事務次官依命通達)に堆砂対策に関する規定の追加を検討中</p> <p>(農林水産省)</p> <p>維持管理を含む農林水産省の直轄事業を円滑に行うため、今年度から全地方農政局が土砂の発生時期、発生量等の情報を共有するシステムに加入し、水利整備課長通知により、国営造成農業用ダムの堆砂対策に当たって当該システムを活用すること等について管理者を指導するよう地方農政局等に指示</p> <p>土砂の発生時期、発生量等の情報を共有するシステムの活用等による排砂した土砂の処分方策を含む適切な堆砂対策の推進について、地方農政局等から各管内の国営造成農業用ダムの管理者に指導</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>計画上の堆砂進行速度</p> <p>ダムの実際の堆砂量は、気象・水象等流域の状況によって変動するが、仮に毎年一定の割合で堆砂が進行すると仮定して計算した年当たりの堆砂量</p>	<p>(国土交通省)</p> <p>勧告を踏まえ、平成13年度に貯水池内等の堆積土砂の^{しゅんせつ}浚渫・掘削を予定している管理ダムについて、当該システムへの登録を積極的に行うよう地方整備局等を指導し、各地方整備局等からシステム登録を行ったダムの名称、活用状況等について平成13年度末までに報告を求め、取りまとめ</p> <p>平成14年12月までに、毎年継続的に堆積土砂の浚渫・掘削を実施している柳瀬ダム及び阿木川ダムについて当該システムに登録</p> <p>今後とも、当該システムへの積極的な登録について、地方整備局等を指導</p> <p>(国土交通省)</p> <p>勧告を踏まえ、ダムの土砂管理の推進策検討のため学識経験者等による検討の場を活用して、実際の堆砂進行速度が計画上の堆砂進行速度を大幅に超えているダムの原因調査に着手</p> <p>平成11年度の堆砂状況調査の結果、直轄及び公団管理の計84ダムのうち、実際の堆砂進行速度が計画上の堆砂進行速度の2倍を超えているダムが8ダムあることが判明</p> <p>それぞれのダムについてかい離の原因調査を行ったが、計画時点の技術基準により堆砂容量は適正に算定されていたことが判明</p> <p>堆砂量の推計方法の改善に向けて、当面以下の事項に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none">) 堆砂量推計の参考とする近傍ダムについて、ダム流域の地形・地質等が同等であるダムを抽出) 全国の堆砂実績データを活用して、堆砂量推計に当たり参考となる資料を作成

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>3 水資源開発公団の業務等の合理化・効率化 (1) 業務委託の推進・合理化 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>水資源開発公団に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>車両管理業務について引き続き委託を推進するとともに、これ以外の補助的、定型的な業務についても委託を推進すること。</p> <p>民間に委託している業務のうち、分室の管理業務並びに寮及び事務所の給食業務について、その必要性を見直した上、必要性のないものを廃止すること。</p> <p style="text-align: right;">(国土交通省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>車両管理業務について委託されていないもの(26 機関中 2)</p> <p>また、平日昼間の基幹的配水施設(ダム、基幹用水路等)の操作、監視作業のうち、委託可能で、かつ委託した方が効率的な業務が委託されていないもの(4 機関中 2)、又は一部のみ委託しているものあり(4 機関中 2)</p> <p>委託している業務のうち、施設管理等業務の中には、施設そのものが廃止可能なもの及び業務の必要性がないものあり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分室(会議室を補完する支社等の附属施設)43 施設の中には、会議での利用が皆無であるもの等利用が低調のものあり ・ 給食業務を実施している寮(単身者用宿舍)及び事務所 143 か所の中には、周辺において食堂等が営業する地域に所在するものあり </div>	<p style="text-align: center;">関係府省が講じた改善措置状況</p> <p>水資源開発公団に対し、「水資源に関する行政評価・監視の結果(勧告)について」(平成 13 年 7 月 19 日付け国土交通省土地・水資源局水資源部長通知)を発出し、今回の勧告の趣旨を踏まえて適切な措置を講ずるよう指導</p> <p>車両管理業務について引き続き委託を推進するとともに、勧告を踏まえ、これ以外の補助的、定型的な業務についても、経費の節減効果等を踏まえつつ、委託の推進</p> <p>【個別事例の改善状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両管理業務について指摘した 1 機関については、平成 13 年 12 月に一部委託済み。引き続き補助的、定型的な業務について、経費の節減効果等を踏まえつつ、委託の推進に努める。 <p>分室の管理業務並びに寮及び事務所の給食業務については、勧告を踏まえ、各施設の利用状況等を踏まえて、平成 13 年度中にその必要性について検証を行い、14 年度の契約に反映させる予定</p> <p>分室の管理業務並びに寮及び事務所の給食業務について、必要性の検証を行った結果、平成 13 年度及び 14 年度において次のように措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分室 43 か所中 14 か所について管理業務を廃止 ・ 寮 67 か所中 3 か所及び事務所 76 か所中 3 か所について給食業務を廃止

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(2) 契約事務の改善 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>水資源開発公団に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>庁舎等管理業務、車両管理業務、文書処理等業務、施設設備の点検等業務、現場業務等の役務関係業務に係る契約で随意契約によっているものについて、随意契約としている理由を精査し、合理的な理由がないものについては、早期に競争入札に移行すること。</p> <p>指名競争入札を行う場合、指名業者数なるべく10人以上となるよう業者の選定を適切に行うこと。また、物品購入についても、原則として競争入札に移行すること。 (国土交通省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>庁舎等管理業務、車両管理業務等役務関係業務について、随意契約としているものあり</p> <p>指名競争入札の業者選定方法や契約の方法が公団の定めるところに沿ったものとなっていないものあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業者選定の方法が) 過去に当該業務の実績がある業者に限定、) 業者の所在地を限定、) 異なる種類の業務を一括発注している等のため、指名業者数が10人未満となっているもの(26機関中12) ・ また、車両購入契約(物品購入契約)において合理的な理由がなく1車種に限定し、随意契約としているもの(26機関中2) 	<p>勧告を踏まえ、今後とも契約事務について、小規模案件、緊急案件等を除き競争入札を導入する等の改善を図る。</p> <p>庁舎管理業務等について随意契約によっているもの及び指名競争入札における指名業者の数については、平成13年11月開催の全国所長会議、支社等経理担当課長会議等において、勧告の趣旨を踏まえて適正に業務を執行するよう周知徹底</p> <p>平成14年6月及び15年1月開催の全国所長会議、支社等経理担当課長会議及び全国事務担当副所長・総務課長等会議において、勧告を踏まえ適正に業務を執行するよう引き続き周知徹底</p> <p>役務関係業務に係る契約で随意契約によっているものについては、その理由を精査し、合理的な理由がないものについては、早期に競争入札に移行</p> <p>役務関係業務に係る契約で随意契約によっているものを競争入札に移行することについて周知徹底を図った結果、役務関係業務に係る全契約件数に占める競争入札件数の割合が平成13年度81.0パーセントから14年度87.7パーセントと6.7パーセント増加</p> <p>) 指名競争入札においては、指名業者数をなるべく10人以上とする。また、指名業者数が10人未満となった場合は、その理由を明確にする。</p> <p>) 役務関係業務について業者選定を行うに当たっては、公団内で契約実績があること又は指名実績があることのみを理由に指名(選定)することがないようにする。</p> <p>) 指名競争入札における指名業者数を限定することを目的として異なる種類の業務を一括して発注しない(業務を分離させて発注することにより、入札参加者をなるべく10人以上とする。</p> <p>) 車両購入契約に当たっては、車種等を限定せず、原則として競争入札に移行する。また、限定した場合はその理由を明確にする。</p> <p>指名競争入札において指名業者数をなるべく10人以上とすること等について周知徹底を図った結果、役務関係業務に係る契約については、全指名競争入札件数に占める指名業者数10人以上の件数の割合が平成13年度63.0パーセントから14年度78.1パーセントと15.1パーセント増加。また、指名競争入札1件当たりの平均指名業者数が平成13年度8.2人から14年度9.2人に増加</p> <p>車両購入契約については、平成13年度以降、車種を限定しない競争入札に移行</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(3) 組織の簡素化及び要員の効率的な配置</p> <p>ア 組織の簡素化 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>水資源開発公団に対し、現地組織とその支所等について、相互の距離や事業の進ちよく段階等を勘案し、配置の見直しを検討するよう指導する必要がある。 (国土交通省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>水系を同じくするもので、相互の距離等からみて、統廃合の余地のある支所等あり</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事業部等から 10km 程度の距離にある工事完了が見込まれる支所等につき、工事完了後に近隣の総合事業部等への統廃合を検討する余地あり (4支所等) </div> <p>イ 要員の効率的な配置 (勧告)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>水資源開発公団に対し、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。</p> <p>現地組織とその支所等について、業務内容等に応じた客観的な要員配置基準の策定を検討し、これを踏まえた要員配置を行うこと。</p> <p>業務の民間委託の推進や組織の統廃合に伴う要員の合理化を検討すること。 (国土交通省)</p> </div>	<p>勧告を踏まえ、現地組織とその支所等について、相互の距離や事業の進ちよく段階等を勘案し、必要に応じて配置の見直しを検討</p> <p>【個別事例の改善状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘した4支所等のうち、平成14年3月までに3支所等を廃止し、総合事業部等の既存組織にて管理業務を実施予定 <p>【個別事例の改善状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘した4支所等のうち、豊川用水総合事業所(現豊川用水総合事業部)大島出張所、利根導水総合事業所(現利根導水総合管理所)羽生出張所及び木曾川用水総合事業所(現木曾川用水総合管理所)上流出張所については、平成14年3月までに廃止。愛知用水総合事業部長久手支所については、愛知用水二期事業が完了する平成17年度を目途に配置の見直しを検討 <p>現地組織とその支所等についての業務内容等に応じた客観的な要員配置基準の策定に関しては、当面、平成14年度中に要員配置の在り方について考え方をまとめる方向で公団内で検討中</p> <p>現地組織とその支所等の要員配置の在り方について、公団内で検討を行った結果、平成15年1月に次のとおり考え方をまとめた。今後、この考え方及び独立行政法人への移行に伴い業務運営の効率化が求められていることを踏まえ、独立行政法人としての中期目標及び中期計画の下で、組織の設置や職員配置等を自主的・自律的に見直していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理所について、通常時及び防災態勢時における施設管理を一層的確かつ効率的に行う体制を整備する観点から、総合事業所(部)化、総合管理所化、近隣の事業所・調査所の応援体制の確立、管理技術の体系化、組織のフラット化(単独管理所の課制の廃止等)等を推進することにより、単独事務

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(説明) 現地組織及び支所等における客観性のある要員配置を行っていくためには、各種の要因を加味した客観的な要員配置基準の策定が効果的 業務委託の推進や建設所等の統廃合に伴い要員の合理化を図る余地あり</p> <p>(注) 水資源開発公団は、平成14年12月11日の独立行政法人水資源機構法案の成立に伴い、15年10月1日に独立行政法人水資源機構に移行する予定</p>	<p>所・支所のスリム化を中心に、今後、逐次、管理所全体の職員数を縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合事業所(部)建設所及び調査所についても、総合事業所(部)化の一層の推進、現場事務所の開設時期の改善(事業実施計画の認可時までは支社・局又は総合事業(管理)所(部)で対応)、組織のフラット化(課数の削減、課内職員配置の弾力化)、単価契約等を活用した外部委託の導入等により、事業の進ちょく状況に応じた職員の重点的な配置と全体的な人数の縮減 <p>従来から総合管理所化や総合事業所化等組織の統廃合による要員の合理化に努めてきたところであるが、勧告を踏まえ、今後とも業務委託の一層の推進及び現地組織等の組織の統廃合による一層の要員の合理化を推進</p> <p>平成14年度に、滝沢ダム建設所と浦山ダム管理所とを統合し荒川ダム総合事業所を設置するとともに、新規事業である群馬用水施設緊急改築事業を従来から実施している群馬用水管理事業と併せて実施するため群馬用水管理所を廃止して群馬用水総合事業所を設置するなど、現地組織の統廃合等による要員の合理化を推進</p> <p>なお、現地組織及びその支所等の要員配置の在り方についての上記の考え方にあるとおり、今後とも一層の要員の配置の合理化を推進</p>